様式第４号（その１）【新規指定申請、更新申請用】

誓　約　書

指定申請書と同日

平成　２４年　８月　２３日

（あて先）新潟市長

所在地：　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
申請者(開設者)　名称：　株式会社　高齢者支援サービス
代表者の職及び氏名：　代表取締役　新潟　一郎
電話番号：　025-000-0001
ＦＡＸ番号：　025-000-0002

申請者，申請者の役員及び管理者は，新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第２０条第２項各号の規定に該当しない者であることを誓約します。

記

新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第２０条第２項

（１）　申請者が，前条に規定する基準に従って適正な第１号事業の運営をすることができないと認められるとき。

（２）　法第１１５条の２第２項第４号から第５号の３までの規定に該当する者

（３）　申請者が，法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。

（４）　申請者と密接な関係を有する者が，法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。

（５）　申請者が，法第１１５条の４５の９の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第２３条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（６）　申請者が，法第１１５条の４５の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第１１５条の４５の９の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第２３条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（７）　第５号に規定する期間内に第２３条第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において，申請者が，同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等で，当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（８）　申請者が，指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（９）　申請者が，法人で，その役員等のうちに第２号，第３号及び第５号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。